

## 議案第67号

石垣市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 石垣市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(昭和47年石垣市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の162.5」を「100分の172.5」に改める。

第2条 石垣市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の172.5」を「100分の167.5」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年11月22日提出

石垣市長 中山 義 隆

### 理 由

勤勉手当に係る支給割合を引上げ改定する石垣市の一般職との均衡を考慮し、特別職の常勤の職員の期末手当に係る支給割合を引上げる措置を講ずるため条例を一部改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例第1条関係の新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（期末手当）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料の月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) （略）</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料の月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) （略）</p>

石垣市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例第2条関係の新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（期末手当）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料の月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) （略）</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料の月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) （略）</p>